

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道課	損害賠償請求 事件(令和5年 (ワ)第974号)に 係る訴訟委託 業務	令和6年1 月25日	1,617,000	弁護士法人ひかり法律 事務所	沖縄県那覇市前島2丁目 9番13号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	本件は、損害賠償請求事件であり、応訴する ためには十分な法的知識や経験が必要である ことから、法律の専門家である弁護士を訴訟 代理人として選任する必要がある。 弁護士法人ひかり法律事務所は、本件につ いて、令和5年1月から法律相談を行っており、 専門的な知識、経験から対応方針を整理 するための的確な法的助言を行っていること、 県政に対する理解と協力を得ることが可能で あることから、本訴訟の代理人として適任であ るとして選任した。	特命随意 契約
2	下水道課	令和6年度公 営企業会計シ ステムソフト ウェア保守委 託業務	令和6年3 月1日	2,079,000	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ九州	福岡県福岡市博多区博 多駅前1丁目17番21号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	令和2年度の公営企業会計移行にあたり、 企業会計における民間事業者の高度な技術 や専門的知識を得ることにより、効果的かつ効 率的なシステム調達を行うため、平成30年度 にプロポーザル方式により広く公募を行った。 5社から応募があり、選定委員会の審査によ り、総合得点で最も高得点であった事業者を契 約の相手方として選定した。 令和2年度に導入したシステムは引き続き活 用しており、公営企業としての事業の継続性を 担保しつつ効果的かつ効率的な取組を図るた め、前年度と同一の事業者を契約の相手方と した。	特命随意 契約
3	下水道事 務所	下水道関連シ ステム整備業 務委託(R5)	令和6年1 月12日	2,101,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1丁目7番13 号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	本業務は、下水道事務所に導入済みである 下水道台帳システム等のデータ更新、保守等 の業務を委託するものである。 当事務所では、当該システム等を使用し情報 を有効利用することで、適正かつ効率的な下 水道施設の維持管理業務を行っており、引き 続きこれらのデータ等を適切に管理・活用して いく必要がある。 このため、下水道台帳システムを構築し、著 作権・使用権を有する(公財)沖縄県建設技術 センターと、地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号に基づき随意契約を行った。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	下水道事務所	下水汚泥処理 業務委託(具志 川浄化セン ター)	令和6年3 月26日	89,034,000	育農開発株式会社	沖縄県島尻郡八重瀬町 字仲座596番地	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第8号	本業務は、令和6年3月22日に一般競争入札を実施したところ、再度の入札に付しても落札者がなかったことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に基づき、最低額を入札した左記の者と随意契約を行った。	
5	下水道事務所	下水汚泥処理 業務委託(宜野 湾浄化セン ター)	令和6年3 月26日	493,020,000	株式会社沖縄工設	沖縄県浦添市字経塚633 番地	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第8号	本業務は、令和6年3月22日に一般競争入札を実施したところ、再度の入札に付しても落札者がなかったことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に基づき、最低額を入札した左記の者と随意契約を行った。	
6	下水道事務所	水質管理情報 化システム運 用保守委託業 務	令和6年 3月21日	1,606,000	株式会社国建システム	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2番20号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	本業務は、システム構築者を除き、システムの変更、障害発生時の早急な復旧対応が難しいため、システム構築者を随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
7	下水道事務所	沈砂、し渣等搬 出処理処分業 務委託(那覇浄 化センター)	令和6年3 月29日	29,891,400	(株)環境ソリューション	沖縄市字登川3320番 地1	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第8号	一般競争入札を実施したが、落札者がなかったことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号に基づき入札参加であった左記の者と随意契約を締結した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	下水道事務所	令和6年度沖縄 県流域下水道 に係る技術的 援助(AMDB)に 関する協定	2024年3 月25日	2,530,000	日本下水道事業団	東京都文京区湯島二丁 目31番27号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県下水道ストックマネジメント計画(以下本県SM計画。)の運用において必要となる下水道施設情報データベース(アセットマネジメントデータベース。以下、本県AMDB。)を利用するため、日本下水道事業団(以下、JS。)から技術的援助を受けるものである。</p> <p>本県AMDBは、過年度にJSの技術的援助のもと構築を完了し運用を開始しているものであり、当該AMDBはJSが保有するサーバにインターネット網を介してアクセスすることで利用可能となるため、引き続きJSから技術的援助を受ける必要がある。</p> <p>以上の理由から本契約を実施可能な唯一の者であるJS1者から見積を徴収し随意契約を締結した。</p>	特命随意契約